

栃木県地域防災計画(原子力災害対策編)改定方針の検討について

平成 28 年 2 月 8 日
県民生活部危機管理課

1 栃木県地域防災計画(原子力災害対策編)の策定経過等

- (1) 栃木県地域防災計画(原子力災害対策編)策定(H24.10.1)
- ・災害対策の対象とする原子力発電所及び被害想定を明記
 - ・緊急時の通報連絡体制の構築
 - ・災害対応の基準・体制等の確立
- (2) 栃木県地域防災計画(原子力災害対策編)改定(H26.10.31)
- ・原子力災害対策重点区域等の定義の見直し
 - ・緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)の設定
 - ・運用上の介入レベル(OIL)の設定

2 県計画における保留事項

項目	該当箇所	記載内容
PPA	第1章第2節「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等」	PPAの範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載予定
〃	第1章第5節「計画の基礎とするべき原子力災害の想定」	具体的影響については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等が検討中のため、対策指針の見直し後記載予定
避難計画	第2章第3節「避難活動体制等の整備」	避難計画の策定については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等を検討中
安定ヨウ素剤	第2章第3節「避難活動体制等の整備」	安定ヨウ素剤の配備等については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等を検討中
〃	第3章第4節「屋内退避・避難誘導等」	安定ヨウ素剤の配布等については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等を検討中
飲食物の摂取制限	第3章第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保	UPZ外における国、地方自治体の役割分担等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載予定

3 国の原子力災害対策指針の策定経過等

経過等	主な内容
原子力災害対策指針策定(H24.10.31)	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策に係る基本的事項(指針の位置づけ、原子力災害の特徴、放射線被ばくの防護措置の基本的考え方) ○原子力災害対策事前対策(EAL・OIL※1の設定、PAZ・UPZ※2の導入、モニタリング、被ばく医療等体制の整備等)

	○緊急事態応急対策（緊急時モニタリング、住民等への情報提供、避難・屋内退避、安定ヨウ素剤服用等の防護措置）
改定 (H27.4.22)	◎東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策（緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置等） ◎UPZ 外における防護措置の実施方策（プルーム通過時の屋内退避等） ○SPEEDI 等の予測的手法の排除（施設の状態に基づき防護措置を判断）
〃 (H27.8.26)	○原子力災害医療体制の整備（医療機関の施設要件の設定等） ○原子力災害医療関係者に対する研修・訓練等の実施体制 ○原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携体制（原子力災害医療調整官の配置） ◎避難退域時検査及び簡易除染の実施方法

◎：今回の県計画改定に関連する項目

※1 EAL (Emergency Action Level)：緊急時活動レベル

OIL (Operational Intervention Level)：運用上の介入レベル

※2 PAZ (Precautionary Action Zone)：予防的防護措置を準備する区域

UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)：緊急時防護措置を準備する区域

4 県計画の改定に係る基本方針

今回の原子力災害対策指針の改定を踏まえ、以下の方針により、県計画の改定を行う。

(1) 事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEALに準拠することとされた。

このため、本県の活動体制等は実用発電用原子炉施設の場合と同様の対応方針とすること。

(2) 2の保留事項のうち、今回の原子力災害対策指針の改定でPPAの概念が削除され、新たにUPZ外における防護措置等が示された。

このため、国の通知等も踏まえ、UPZ外に位置する本県の対応方針を新たに記載する。

これら改定の概要は別紙のとおり。